| | |
|---|---|
| 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの日 | 一・四八 |
| 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの日 | 一・四一 |
| （略） | |
| 昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの日 | 一・三三 |
| （略） | |
| 平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの日 | 一・一二 |
| （略） | |
| 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの日 | 一・〇四 |
| （略） | |
| 平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日 | 〇・九九 |
| （略） | |
| 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日 | 一・〇一 |
| （略） | |
| 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの日 | 一・〇一 |
| 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの日 | 一・〇〇 |

二　（略）

| | |
|---|---|
| 昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの日 | 一・四七 |
| 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの日 | 一・四〇 |
| （略） | |
| 昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの日 | 一・三二 |
| （略） | |
| 平成二年四月一日から平成三年三月三十一日までの日 | 一・一一 |
| （略） | |
| 平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの日 | 一・〇三 |
| （略） | |
| 平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの日 | 〇・九八 |
| （略） | |
| 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日 | 一・〇〇 |
| （略） | |
| 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの日 | 一・〇〇 |

二　（略）

**○環境省告示第六十号**

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）第十一条第一項の規定に基づき、環境省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成二十八年一月環境省告示第二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年七月十四日

環境大臣　山本　公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 第一～第四　（略） | 第一～第四　（略） |
| 第五　環境省所管事業分野に係る相談窓口<br>大臣官房総合政策課 | 第五　環境省所管事業分野に係る相談窓口<br>大臣官房総務課 |
| ［別紙］　（略） | ［別紙］　（略） |

# 官庁報告

## 官庁事項

**人事院公示第13号**

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成29年７月14日

人事院総裁　一宮なほみ

１　第２項第８号(33)中「官署」を削る。

２　この決定による改正は、平成29年７月14日から効力を発生する。

**技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改正する基本方針の公表について**

技能実習制度推進事業等運営基本方針（平成５年４月５日付け厚生労働大臣公示）の一部を次のように改正したので、公表する。

平成29年７月14日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改正する基本方針

別表中「74職種134作業」を「75職種135作業」に改め、同表３中「21職種32作業」を「22職種33作業」に改め、同表に

| 築炉 | 築炉作業 |
|---|---|

を加える。

**附　則**

この基本方針の改正は、公布の日から適用するものとする。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四〇五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部　八四〇円（本体　七八〇円）　（配送料別）